

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（109）

（Eメールニュース「みやぎの九条」2018年12月15日号）

小田中 聡樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（今回は2016年10月に生じた諸問題のうち、第三章「大学と教育、マスコミ、慰安婦の問題」のⅡマスコミ問題とⅢ慰安婦問題に入ります。）

Ⅱ マスコミ

（1）① 2016年10月4日、衆議院第一議員会館で緊急集会「靱井会長NO！取り戻せNHK視聴者の手に」（主催NHK全国退職者有志）が開かれ、180人が集まった（10月6日赤旗）。

この集会は、靱井現会長の任期が2017年1月迄であり、NHK経営委員会が次期会長の選任作業に入っている状況に対応すべく、NHK退職者有志が「次期会長候補推薦委員会」を立ち上げて会長にふさわしい人の選考を行っている状況の中で開かれた。

②集会では、上村達男元NHK経営委員・早稲田大学教授が基調報告を行った。

その報告で、上村教授は、“NHKの公共放送としての使命を十分に理解していること、人格高潔であること、広く国民から信頼を得られること、政治的に中立であること”などの6項目を提示し、いずれに照らしても経営委員会として靱井現会長が適格だとはいえない、再任は何が何でも阻止しなければならない、と述べた。

またリレートークとして、砂川浩慶メディア総研所長・立教大学教授は、“（会長選考の）公開性と透明性が大事。ポスト靱井を考えていくことも大切”と述べた。他に小林緑元NHK経営委員・国立音大名誉教授、上原公子元国立市長、岩崎貞明「放送レポート」編集長もリレートークを行った。

③小滝一志「NHK会長を市民が選ぶ一つの試み」（マスコミ市民2016年11月号）により、リレートークの内容を若干補充する。

砂川氏……靱井会長は、報道と政府PRとの違いを分かっていないのではないか。

上原氏……会長を選ぶ経営委員会は国会同意人事だが、今の国会は同意権さえ安倍政権にコントロールされているのではないか。「次期会長候補推薦委員会」が世論を喚起し、推薦運動を展開することは民主主義を維持するために重要だ。

小林氏……NHK 経営委員会の選任過程を公開させることなども必要だ。

岩崎氏……日本でも「公募制・推薦制」は放送法を変えなくても NHK 経営委員会の決断一つでできる。

(2) ①前にも記したが、第 24 回参院選挙 (2016 年 7 月 10 日) で自民党をはじめとする改憲勢力が 3 分の 2 の議席を得た。自民党改憲案は現実の問題となった。この重大な時期に、テレビは改憲問題をどう伝えたか。

②このことを記した戸崎賢二 (元 NHK デイレクター) 「参院選・テレビニュースは『改憲問題』をどう伝えたか」マスコミ市民 2016 年 8 月号の要点を記す。なお、この戸崎稿は、戸崎氏が参加している視聴者団体「放送を語る会」が 6 月 13 日から 7 月 10 日まで、投票日前 1 ヶ月間の NHK の民放キー局のデイリーニュースをモニターする作業を行った中から「改憲」に関する報道に限定して述べたものである。

③ 戸崎氏の問題意識は、次のようなものである。

改憲問題を争点とする TV 報道は、量的にも質的にも充分とは言えないものだったこと。この期間もっと回数多くこの争点についての放送があれば改憲勢力 3 分の 2 超の状況が変わったか、といえそうとは思えないこと。多くの有権者の関心は「改

憲」云々よりも「生活防衛」であり、選挙結果にこれまでの政権への根強い支持が作用したことを認めざると得ないこと。したがってこれだけの悪政が行われているのになぜ安倍政権の支持が高いのかと根本的な問いが立てられるべきこと、以上である。

④このような問題意識に基づいて戸塚氏は TV との関連について、次の点を指摘する。

④④第一に、自民党の改憲草案に対する TV 報道担当者の感受性の弱さを問題にすべきこと。

⑤テレビには基本的に「現職有利」の効果を生むこと。ニュースの送り手は政治家の「ことば」と社会の「現実」との関係について自覚的であった欲しいこと。

⑥選挙報道が総体として貧弱な原因のひとつに、選挙報道に費やされる時間量の圧倒的不足があること。

⑦放送法は第一条で、「健全な民主主義の発達に資する」ことを放送に求めていること。TV 局の幹部には厳しい自問を求めたい。

⑧戸崎氏の指摘は貴重なものであるが、なお付け加えれば、TV の現場で報道に携わる人はジャーナリストとしての使命感を持つべきだということである。つまり、生起する諸現象を形成している生の事実を単なるバラバラな情報として捉えて垂れ流す

のではなく、その生の事実からどれが真実であり、どれが虚偽であるかを見定め、選び、系統立てて、批判し、時によっては権力に抗しても真実を人民のために報道する気概と使命感を持つべきだと考える。

(3) ①TV と権力との関係が問題となったのは、2016年2月8日の衆議院予算委員での高市総務相の「電波停止」発言がきっかけであった。

②この異様な高市発言に対し、TVジャーナリスト（例えば青木理、大谷昭宏、岸井成格、田原総一郎、鳥越俊太郎、金平茂紀の6氏が日本記者クラブで会見し、高市発言を告発する声明文を発表した。

③2月29日に日本記者クラブで行った会見には、青木理、大谷昭宏、岸井成格、田原総一郎、鳥越俊太郎、そして金平茂紀の6氏が参加した（田勢康弘氏も呼びかけ人に参加）。次のような声明文が鳥越氏によって読み上げられた。

『私たちは怒っている—— 高市総務大臣の「電波停止」発言は憲法及び放送法の精神に反している

今年の2月8日と9日、高市早苗総務大臣が、国会の衆議院予算委員会において、放送局が政治的公平性を欠く放送をくり返したと判断した場合、放送法4条違反を理由に、電波法76条に基づいて電波停止を命じる可能性について言及した。誰が判断

するのかについては、同月23日の答弁で「総務大臣が最終的に判断をするということになると存じます」と明言している。私たちはこの一連の発言に驚き、そして怒っている。そもそも公共放送にあずかる放送局の電波は、国民のものであって、所管する省庁のものではない。所管大臣の「判断」で電波停止などという行政処分が可能であるなどという認識は、「放送による表現の自由を確保すること」「放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」をうたった放送法（第一条）の精神に著しく反するものである。さらには、放送法にうたわれている「放送による表現の自由」は、憲法21条「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」の条文によって支えられているものだ。高市大臣が、処分のよりどころとする放送法第四条の規定は、多くのメディア法学者のあいだでは、放送事業者が自ら律する「倫理規定」とするのが通説である。また、放送法成立当時の経緯を少しでも研究すると、この法律が、戦争時の苦い経験を踏まえた放送番組への政府の干渉の排除、放送の自由独立の確保が強く企図されていることがわかる。

私たちは、テレビというメディアを通じて、日々のニュースや情報を市民に伝達し、その背景や意味について解説し、自由

な議論を展開することによって、国民の「知る権利」に資することをめざしてきた。テレビ放送が開始されてから今年で64年になる。これまでも政治権力とメディアのあいだでは、さまざまな葛藤や介入・干渉があったことを肌身をもって経験してきた。現在のテレビ報道を取り巻く環境が著しく「息苦しさ」を増していないか。私たち自身もそれがなぜなのかを自らに問い続けている。「外から」の放送への介入・干渉によってもたらされた「息苦しさ」ならば跳ね返すこともできよう。だが、自主規制、忖度、萎縮が放送現場の「内部から」拡がることになっては、危機は一層深刻である。私たちは、今日ここに集い、意思表示をする理由の強い一端もそこにある。』

④ なお同声明文は、TV現場の報道者もこの声明文と同じ思いを持っていることは、次の文章からも察せられる（金平茂紀「TVキャスターたちはなぜ声をあげたのか」世界2016年5月号）。

『僕らのもとに、NHKを含む在京局の報道ニュース現場で働く人たちから匿名の告発が数通届いた。「会見に参加したいのだ

が、そこまでは踏み切れない。けれども現場の惨状を伝えて欲しい」。告発内容は具体的で、悲痛なものだった。ある在京キー局の報道局員は次のように綴っていた。

「報道現場の萎縮」とは意識して始まるものではなく、現場の人間でさえわからない間に「浸食」されてしまうものだと感じている。気がつけば、争点となる政策課題（たとえば原発、安保）を取り上げにくくなっている。気がつけば、街録で政権と同じ考えを話してくれる人を何時間でもかけて探しまくって放送している。気がつけば、政権批判の強い評論家を出演させなくなっている。私たちは今まで通り、自由に企画を提案しても、通らないことが多くなったり、作ったものに対しても直しを求められることが増え、それがいつのまにか普通になり、気がつけば自由な発想がなくなってきたような、そんな状況だ。以前のように政策をチェックし、批判すべき点は批判する、ということが明らかに出来ない。おかしいことをおかしいと言えない。閉塞感が漂っている。若い新入社員などはそれをおかしいとは思わずこれを基準に育っている。

Ⅲ 慰安婦問題

(1) ①2016年9月30日、国会内集会
『日韓合意』後も賠償は可能——被害者

の賠償請求権は消滅していない」（主催
「慰安婦」問題解決オール連帯ネットワー

では日本政府はどうか。賠償金ではなく、「慰安婦」問題は解決済みだという立場をとっている。

③しかし、安倍政府の見解・立場は、被害者の反発を招いている。

国政監査に参考人として出席した被害者の一人金さんは訴えた。

“私たちに相談もなく政府同士が自分たちだけで妥結した。私たちはお金が欲しくて闘ってきたのではない。安倍首相が記者たちを集めた場で日本が何をやったのか、事実をきちんと話して私たちの名誉を回復したうえで、賠償してほしい”、と。

(4) ①10月14日、韓国政府設立の「和解・癒やし財団」は、2015年日韓合意当時に生存していた元慰安婦46人のうち、29人が財団の現金支給事業を受け入れる

意思があると表明した、と発表した(10月15日朝日新聞)。

②その一方で、元慰安婦の支援団体「韓国挺身隊問題対策協議会」は、支給される被害者の数を前面に出して不当な合意を強行する政府は、被害者の苦痛を倍加させ、被害者を二分させている、とする批判するコメントを発表した(10月15日赤旗)

(5)「慰安婦」の最近の動きをフォローしてきたが、この問題の核心は、日本が植民地としていた国々への戦争責任をきちんと果たしてこなかったことにある。

このことを明確に捉えない限り、「慰安婦」問題の真の解決方向を見出すことはできない(李娜栄「日本軍『慰安婦』問題解決運動史5」(世界2017年6月号)。

(2017年6月19日攔筆)